注記

 1 重要な会計方針

⑴ 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの･･･････････再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

⑵ 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券

該当なし

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの･･････････････････････出資金額

ただし、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

⑶ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

 該当なし

⑷ 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 １５年～５０年

工作物 ３年～７５年

物品 ２年～５０年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

･･･････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

⑸ 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

 該当なし

② 徴収不能引当金

未収金については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

④ 損失補償等引当金

該当なし

⑤ 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

⑹ リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

⑺ 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（津市資金管理方針おいて、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

⑻ その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10％未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

⑴ 会計方針の変更

該当なし

⑵ 表示方法の変更

該当なし

⑶ 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な後発事象

⑴ 主要な業務の改廃

該当なし

⑵ 組織・機構の大幅な変更

該当なし

⑶ 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

⑷ 重大な災害等の発生

該当なし

4 偶発債務

⑴ 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

⑵ 係争中の訴訟等

　　 該当なし

5 追加情報

⑴ 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

土地区画整理事業特別会計

住宅新築資金等貸付事業特別会計

共同汚水処理施設事業特別会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 －

連結実質赤字比率 －

実質公債費比率 4.9％

将来負担比率 47.1％

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 該当なし

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 905百万円

⑦ 過年度修正等に関する事項　該当なし

⑵ 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

すべての普通財産

イ 内訳

事業用資産 10,499百万円

土地 7,393百万円

立木竹 2,560百万円

建物 470百万円

工作物 73百万円

船舶 0百万円

物品 4百万円

上記の金額は令和3年3月31日時点における期末簿価を記載しています。

② 減債基金に係る積立不足額 　該当なし

③ 基金借入金（繰替運用） 　該当なし

④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額　 123,146百万円

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 68,327 百万円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 128 百万円

将来負担額 195,046 百万円

充当可能基金額 16,751 百万円

特定財源見込額 1,981 百万円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 123,146 百万円

⑥ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当なし

⑶ 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

⑷ 資金収支計算書に係る事項

1. 基礎的財政収支 3,396百万円
2. 既存の決算情報との関連性

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収入（歳入） | 支出（歳出） |
| 歳入歳出決算書 | 144,599百万円 | 141,701百万円 |
| 財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額 | 355百万円 | 345百万円 |
| 繰越金に伴う差額 | △644百万円 | ― |
| 会計間の内部取引 | △334百万円 | △334百万円 |
| 資金収支計算書 | 143,976百万円 | 141,712百万円 |

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計）の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支 8,104百万円

投資活動収入の国県等補助金収入 2,142百万円

未収債権額の増加（減少） △99百万円

未払債務額の増加（減少） 5百万円

減価償却費 △22,299百万円

賞与等引当金繰入額（増減額） 13百万円

退職手当引当金繰入額（増減額） 148百万円

徴収不能引当金繰入額（増減額） △18百万円

資産除売却益（損） 91百万円

その他臨時損失 △142百万円

その他臨時利益 151百万円

純資産変動計算書の本年度差額 △11,904百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 5000百万円

一時借入金に係る利子額 該当なし

⑤ 重要な非資金取引

該当なし